

笠岡市戸籍への氏名の振り仮名記載業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことにより（令和7年5月26日施行）、日本国民の身分関係を登録する公簿である戸籍の氏名に「振り仮名」を記載事項とすることとされた。

本実施要領は、戸籍に振り仮名を記載するにあたり、笠岡市に本籍を有する者に対して、振り仮名通知の作成、印刷及び発送、問い合わせ対応業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により決定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 笠岡市戸籍への氏名の振り仮名記載業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日から令和7年9月30日（予定）
※コールセンター及び窓口受付補助業務については契約期間中の3ヶ月間を基本とし、通知書の発送日を基に市と協議し決定する
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり

3 実施形式 公募型

4 提案限度額

6,954,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施スケジュール

内 容	期 日
公募開始（告示日）	令和7年4月14日（月）
質問書受付期限	令和7年4月21日（月）17時まで
質問書に対する回答期限（予定）	令和7年4月23日（水）
参加申込書受付期限	令和7年4月25日（金）17時まで
参加資格の確認結果通知及び日程通知	令和7年4月28日（月）
企画提案書及び見積書の提出期限	令和7年5月14日（水）12時まで
プレゼンテーション及びヒアリング実施	令和7年5月16日（金）
審査結果通知日（予定）	令和7年5月21日（水）
契約締結（予定）	令和7年5月下旬

※各実施日については、事務の都合により変更できるものとする

6 参加資格

プロポーザルに参加できるのは、次の要件すべてを満たす者とする。

- (1) 令和7年度笠岡市競争入札（見積）参加資格名簿へ登録があること
（参加申込書の提出期限までに登録していれば可とする）

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- (4) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと
- (5) 参加申込の受付締切日から審査結果通知日の間に笠岡市から指名停止措置を受けていないこと
- (6) 国や地方公共団体またはその他の公共団体で類似業務の実績があること
- (7) プライバシーマークの付与またはI SMSの認証を受けていること

7 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問は、以下の宛先及び題名にて電子メールにより質問票（様式6）のとおり提出すること。なお、質問書を提出した際には、その旨を電話連絡すること。

- ・宛先：shimin@city.kasaoka.okayama.jp
- ・題名：【事業者名】プロポーザルに係る質問
- ・電話 0865-69-2128

(2) 質問の受付期間

令和7年4月14日（月）から令和7年4月21日（月）17時まで（必着）。なお、受付期限以降に提出されたものは受付しない。

(3) 回答方法

全質問に対する回答は一括して令和7年4月23日（水）（予定）に笠岡市ホームページに掲載する。

8 参加申込方法

本事業へ参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり参加申込書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和7年4月14日（月）から令和7年4月25日（金）17時（時間厳守・郵送の場合必着）
※期限後の受付は一切しない
- (2) 提出方法 持参または郵送
持参の場合は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く8時30分から17時
- (3) 提出書類 ①参加申込書（様式1）
②会社概要書（様式2）※会社パンフレット等あれば添付すること
③業務実績調書（様式3）
④プライバシーマークの付与またはI SMSの認証を受けていることが、確認できる書類の写し
※提出部数は各1部
- (4) 提出場所 〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市市民生活部市民課戸籍係

9 参加資格の確認及び日程通知

市はプロポーザル参加申込書を提出した事業者について、参加資格を満たす者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

- (1) 通知期限 令和7年4月28日(月)までに参加の可否及びヒアリング(プロポーザル)の日程を通知する
- (2) 通知方法 会社概要書の連絡担当者欄に記載されたメールアドレス(以下、「参加者メールアドレス」という。)宛に通知する

10 提案書等の提出

提案者は次のとおり書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和7年4月28日(月)から令和7年5月14日(水)12時必着
(時間厳守・郵送の場合必着)
- (2) 提出方法 持参または郵送
持参の場合は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く8時30分から17時
- (3) 提出書類
 - ①企画提案書提出届(様式4)
 - ②企画提案書(任意様式)
※仕様書及び評価基準に基づいた構成とすること
 - ③業務工程表(任意様式)
 - ④見積書(様式5)
※通知書印刷・発送費用、コールセンター及び窓口受付補助業務費用の積算内訳が分かるよう明細を添付すること
- (4) 提出部数
正本1部(代表者印押印)及び副本5部の合計6部
- (5) 提出形式
提出書類はA4縦左綴で印刷し、全てのページに番号を付すこと
A3は片袖折り(Z折り)にすること
- (6) 提出場所 〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市市民生活部市民課戸籍係
- (7) 注意事項 原則企画提案書は1者1案とする。
企画提案書を受け付けた後の追加や修正は認めない。

11 ヒアリング(プレゼンテーション)

- (1) 日 時 令和7年5月16日(金)
時間等の詳細については、参加資格の確認通知に添付する
- (2) 場 所 笠岡市役所 1階 市民課横会議室
- (3) 出席者 3名以内
- (4) 貸与物品 机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター(HDMI出力)、HDMIケーブル、プロジェクター用パソコンに限る
- (4) 内 容 プレゼンテーション及び質疑応答
(1社あたりプレゼンテーション30分、質疑応答15分を想定)

12 評価基準

別紙評価基準書のとおり

1.3 選考方法

- (1) 評価基準書に基づき、企画提案書、ヒアリング（プレゼンテーション）等の審査を行う
- (2) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う
ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により決定する
- (4) 評価点が基準点全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない
- (5) 参加者が1社であっても、評価点が全体の70%以上であれば随意契約の交渉を行う
- (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする
 - ア 参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者
 - イ 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
 - ウ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - エ ヒアリング（プレゼンテーション）に参加しなかった者
 - オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - カ 見積書の金額が見積限度額をこえている者

1.4 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、ヒアリング（プレゼンテーション）全参加者に対し次の事項を参加者メールアドレス宛に通知する。ただし失格となった場合は、別途通知する。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称のない得点一覧

1.5 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、笠岡市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する可能性がある。
しかし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認める情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文章により申し出ること。
なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の訂正、差換えは、市から指示があった場合を除き認めない。

1.6 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、笠岡市が認めた場合（一部の業務を第三者に再委託する）はその限りではない。
- (3) 個人情報を取扱う場合には、個人情報保護に関する法律、笠岡市個人情報の保護に関する法律施行条例、笠岡市情報セキュリティポリシーに基づきこれを適切に取り扱うものとする。また、委託業務の履行に関し、受託者の責に帰する故意又は重大な過失により笠岡市又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、受託者がその損害額を負担するも

のとする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力によるときは、その負担について
笠岡市と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(4) その他契約に関する条項は笠岡市契約規則による。

17 その他

- (1) 仕様書に記載のない事柄についても、積極的に提案をし、当該事業がより良いものになるようにすること。
- (2) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を笠岡市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を提出すること。
- (4) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）は、笠岡市情報公開条例に基づき開示請求があった時は公開することがあること。
- (5) 当該業務の受注者から提出された資料（企画提案書を含む）は、笠岡市情報公開条例に基づき開示請求があった時は公開することがあること。
- (6) 企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成したものに帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより笠岡市が無償で使用できるものとする。
- (7) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じないものとする。また、選考結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

18 問合せ先

笠岡市市民生活部市民課戸籍係

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1

電話 0865-69-2128

FAX 0865-69-2181

E-mail shimin@city.kasaoka.okayama.jp